

「ベースアップ評価料」に係る届出について

令和7年2月3日

厚生労働省 北海道厚生局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(1) 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組

「ベースアップ評価料」が新設された背景

- 昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などといった経済社会情勢は、医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えているところ。
- こうした中、令和6年度診療報酬改定では、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、**特例的な対応**が行われた。

▶ 「ベースアップ評価料」が新設された

① 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

→主として、医療に従事する医師及び歯科医師を除く、職員の賃金の改善を実施することについて評価したもの。

② 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ

→勤務する対象職員の賃金のさらなる改善を必要とする場合に、賃金の改善を実施することについて評価したもの。

③ 入院ベースアップ評価料

→勤務する対象職員の賃金の改善を実施することについて評価したもの。

▶ 初・再診料、入院基本料等の点数が引き上げされた

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(1) 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組

「ベースアップ評価料」の対象となる職員（職種）

- 主として、医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く）とされており、以下のとおり。
- 専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれない。

主として医療に従事する職員（対象職員）

薬剤師	言語聴覚士	臨床工学技士	はり師、きゆう師
保健師	義肢装具士	管理栄養士	柔道整復師
助産師	歯科衛生士	栄養士	公認心理師
看護師	歯科技工士	精神保健福祉士	診療情報管理士
准看護師	歯科業務補助者	社会福祉士	医師事務作業補助者
看護補助者	診療放射線技師	介護福祉士	その他医療に従事する職員
理学療法士	診療エックス線技師	保育士	（医師及び歯科医師を除く。）
作業療法士	臨床検査技師	救急救命士	
視能訓練士	衛生検査技師	あん摩マッサージ指圧師、	

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(1) 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組

参考：ベースアップ評価料と初・再診料、入院基本料等の引き上げ

「令和6年度診療報酬改定と賃上げについて」
(令和6年2月15日厚生労働省保険局医療課)

1

病院、診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種¹の賃上げのための特例的な対応として、**+0.61%の改定** → **ベースアップ評価料の新設**

【対象職種】

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療工ックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）

2

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置として、**+0.28%の改定** → **初・再診料、入院基本料等の引き上げ**

【対象職種（想定）】

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、
事務職員、歯科技工所等で従事する者 等

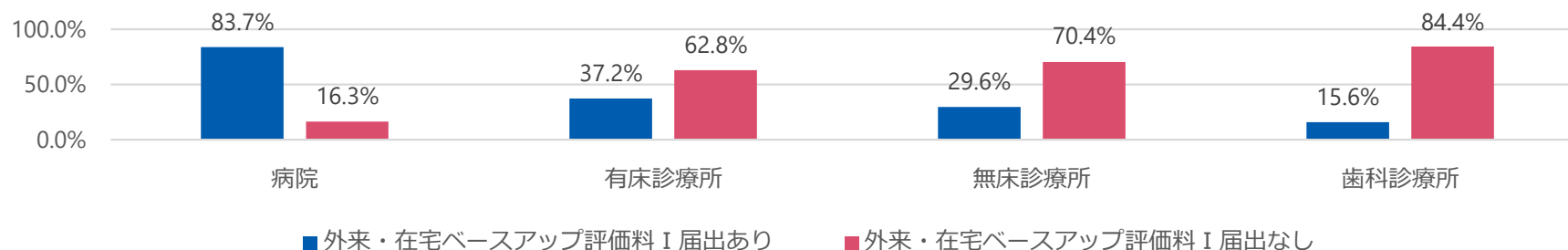
「ベースアップ評価料」に係る届出について

(2) 北海道における届出状況（令和7年2月1日現在）

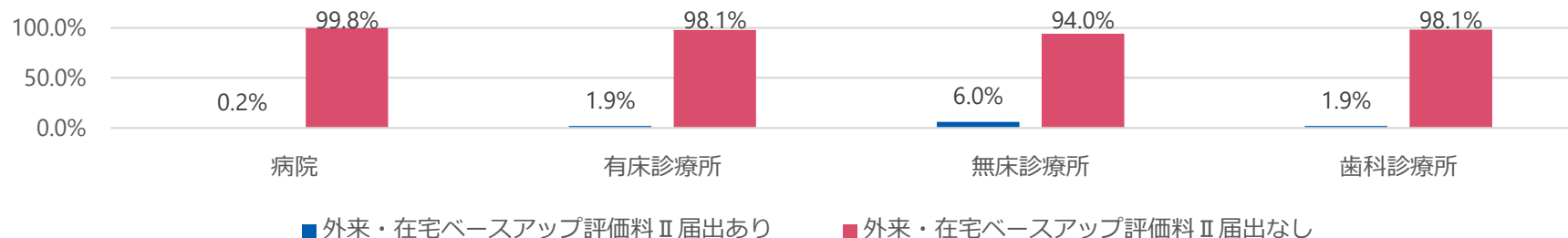
<参考：保険医療機関数（北海道）>

- ・病院：528機関
- ・有床診療所：309機関
- ・無床診療所：2,433機関
- ・歯科診療所：2,681期間

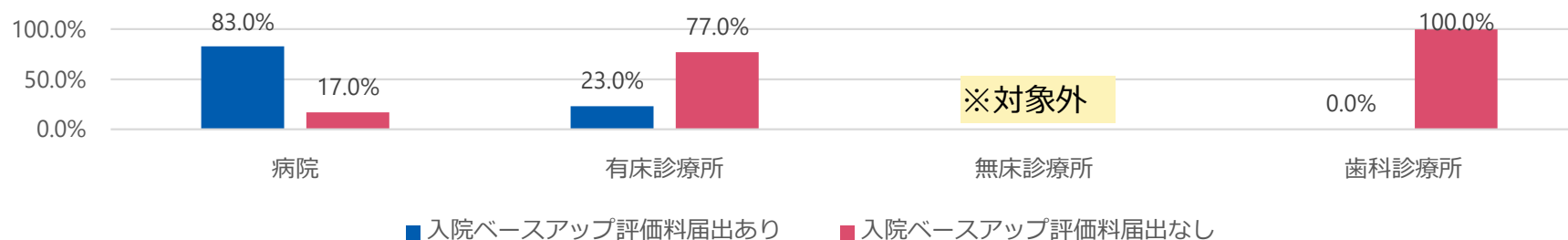
① 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ）



② 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ（歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ）



③ 入院ベースアップ評価料



「ベースアップ評価料」に係る届出について

(3) ベースアップ評価料に係る診療報酬

① 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（1日につき）

- 1 初診時 6点 2 再診時等 2点 3 訪問診療時
- イ 同一建物居住者等以外の場合 28点 □ イ以外の場合 7点

② 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ（1日につき）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1 イ 初診又は訪問診療を行った場合 8点 □ 再診時等 1点
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2 イ 初診又は訪問診療を行った場合 16点 □ 再診時等 2点
- ↓
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）8 イ 初診又は訪問診療を行った場合 64点 □ 再診時等 8点

※下記の式【A】に基づき、該当する区分のいずれかを届出し、算定する。

$$\text{【A】} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1.2\% - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定される点数の見込み}) \times 10\text{円} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} (\text{外来・在宅ベースアップ評価料 (II) イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料 (II) □の算定回数の見込み} \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) □の算定回数の見込み}) \times 10\text{円} \end{array} \right)}$$

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分

【A】	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分	点数 (イ)	点数 (□)
0を超える	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1	8点	1点
1.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2	16点	2点
↓			
7.5以上	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）8	64点	8点

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(3) ベースアップ評価料に係る診療報酬

① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（1日につき）

- 1 初診時 10点 2 再診時等 2点 3 歯科訪問診療時
イ 同一建物居住者以外の場合 41点 □ 同一建物居住者の場合 10点

② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ（1日につき）

- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1 イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 8点 □ 再診時等 1点
□ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2 イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 16点 □ 再診時等 2点
↓
□ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）8 イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 64点 □ 再診時等 8点

※下記の式【A】に基づき、該当する区分のいずれかを届出し、算定する。

$$【A】 = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1.2\% - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される点数の見込み}) \times 10円 \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} (\text{外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）□の算定回数見込み} \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）イの算定回数見込み} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）□の算定回数見込み}) \end{array} \right) \times 10円}$$

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分

【A】	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分	点数（イ）	点数（□）
0を超える	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1	8点	1点
1.5以上	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2	16点	2点
↓			
7.5以上	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）8	64点	8点

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(3) ベースアップ評価料に係る診療報酬

③ 入院ベースアップ評価料（1日につき）

□ 入院ベースアップ評価料1 1点

□ 入院ベースアップ評価料2 2点

↓

□ 入院ベースアップ評価料165 165点

※下記の式【B】に基づき、該当する区分のいずれかを届出し、算定する。

$$【B】 = \frac{\left[\text{対象職員の給与総額} \times 2.3\% - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 及び} \right. \\ \left. \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) により算定される点数の見込み}) \times 10 \text{円} \right]}{\text{当該保険医療機関の延べ入院患者数} \times 10 \text{円}}$$

入院ベースアップ評価料の区分

【B】	入院ベースアップ評価料の区分	点数
0以上1.5未満	入院ベースアップ評価料1	1点
1.5以上2.5未満	入院ベースアップ評価料2	2点
↓		
164.5以上	入院ベースアップ評価料165	165点

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(3) ベースアップ評価料に係る診療報酬

参考：外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰに係る診療報酬の算定（イメージ）

<収入額>

- ✓ 初診料算定回数（1ヶ月）：300回（人） → $300\text{回} \times 6\text{点} = 1,800\text{点} = 18,000\text{円}$
- ✓ 再診料算定回数（1ヶ月）：1,200回（人） → $1,200\text{回} \times 2\text{点} = 2,400\text{点} = 24,000\text{円}$
→ 上記の仮定では、1ヶ月当たり、42,000円の収入額（増）となる。

<留意点>

- ✓ 収入は全て対象職員（医師と専ら事務作業を行うものは除く）に還元する必要がある。
→ **収入額【ア】 < 賃上げ額【イ】 ※年度単位での確認（比較）が必要**
 - 【ア】 令和7年2月から令和7年3月までの2ヶ月の収入額（診療報酬）
 - 【イ】 令和7年2月から令和7年3月までの2ヶ月の賃上げ額（給与支給）
- ✓ 対象職員が3名の場合は、収入額【ア】が42,000円となることから、 $42,000\text{円} \div 3\text{名} = 14,000\text{円}$ の賃上げ/月（月額固定給として）が必要となる。
- ✓ 社会保険料等の事業主負担がある場合については、当該事業主負担を考慮し、約12,000円（ $14,000\text{円} \div 1.165$ ）の賃上げ/月でも良いとされている。

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(4) ベースアップ評価料に係る届出方法

① 届出書類

① 別添 2

② 様式95

③ 計画書

Excel

別添 2

① 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	0000000	届出番号	
------------------------	---------	------	--

連絡先
担当者氏名： 厚生 太郎
電話番号： 000-000-0000

(届出事項)
〔 外来・在宅ベースアップ評価料 I 〕 の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。
 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 6 年 11 月 11 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 札幌市〇〇
及び名称 〇〇クリニック
開設者名 医療法人〇〇 理事長〇〇

北海道厚生局長 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「✓」を記入すること。
3 届出書は、1通提出のこと。

様式95

② 〔 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕
〔 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 〕 の施設基準に係る届出書添付書類

1 保険医療機関コード	0000000
保険医療機関名	〇〇クリニック

2 届出を行う評価料

外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

3 外来医療等の実施の有無

外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関 (医科)
 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関 (歯科)

4 対象職員 (常勤換算) 数

3.0 人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員 (医師及び歯科医師を除く。) をいう。
※ 0より大きい数であればよい。

【記載上の注意】

1 「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。
なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。

3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数 (当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする) 。

4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生 (支) 局へ提出すること。

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(4) ベースアップ評価料に係る届出方法

② 「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」というシートに数値を入力する

参考

③

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1 保険医療機関コード 0000000
保険医療機関名 ○○クリニック

2 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の届出について
届出を行う月 11 月

3 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分の上限を算出する値([B])

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間(上記「2」の入力に連動)

前年3月~2月 前年6月~5月 前年9月~8月 前年12月~11月

② 対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

600,000 円

※ 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の届出を検討している場合に記載すること。

ただし、外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の届出を検討していない場合は、記載不要。

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の対象期間」(上記「2」の入力に連動)

前年12月~2月 3月~5月 6月~8月 9月~11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

① 初診料等の算定回数

300.0 回

② 再診料等の算定回数

1,200.0 回

③ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

回

④ 訪問診療料(同一建物の算定回数

回

⑤ 歯科初診料等の算定回数

回

⑥ 歯科再診料等の算定回数

回

⑦ 歯科訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

回

⑧ 歯科訪問診療料(同一建物の算定回数

回

対象の従業員全員の給与明細の総支給額(合算値)
×1.165 で算出

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(4) ベースアップ評価料に係る届出方法

③ 「(別添) 賃金改善計画書」というシートに数値を入力する

別添

③ (診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード	0000000
保険医療機関名	〇〇クリニック

I. 賃金上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

※ 令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で同じ水準の賃金引き上げを行う場合には、「一律の引上げを行う」を選択すること。
令和6年度のベースアップ評価料による算定金額の一部を繰り越すなどして、令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で段階的な賃金改善を行う場合には、「段階的な引上げを行う」を選択すること。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 12 月 ~ 令和 7 年 3 月 4 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 12 月 ~ 令和 7 年 3 月 4 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賃与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賃与分については含まない。

II 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の届出有無

有

※ 外来・在宅ベースアップ評価料(II)等を届け出ない場合は、以下(4)の「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

III-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	168,000円
外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み	168,000円
外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み	4,200点
外来・在宅ベースアップ評価料(II)等による算定金額の見込み	-円
外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分及び点数	() (イ) -点 (ロ) -点
外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(初診時等)の算定回数	-回
外来・在宅ベースアップ評価料(II)等(再診時等)の算定回数	-回
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0円
(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】	168,000円

※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賃与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

III-2. 全体の賃金改善の見込み【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	168,000円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	168,000円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	0円
(11) うち定期昇給相当分	0円
(12) その他	0円

VI. 賃金上げを行う方法

(34) 賃上げの担保方法

就業規則の見直し 賃金規程の見直し

その他の方法:具体的に()

(35) 賃金改善に関する規定内容(できる限り具体的に記入すること。)

対象の従業員に対して、月14,000円の手当を創設して、従来の給与に上乗せして支給する。

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 11 月 11 日 開設者名: 医療法人〇〇 理事長〇〇

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(5) ベースアップ評価料に係る届出の掲載場所（北海道厚生局ホームページ）

厚生労働省
北海道厚生局

本文へ ▶ お問い合わせ（ご質問） ▶ 診療報酬等疑義照会フォーム ▶ サイトマップ ▶ ご意見・ご要望

ホーム

検索

アクセス ▶ **申請等手続** ▶ 業務内容 ▶ 北海道厚生局について ▶ 調達情報 ▶ 情報公開 ▶ 管轄法人等

- ▶ [地方厚生局職員を装った不審な電話等にご注意ください。](#)
- ▶ [新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。（厚生労働省ホームページ）](#)
- ▶ [（保険医療機関等向け）新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いに関する通知等についてはこちらをご覧ください。](#)
※窓口混雑緩和の観点から、相談・申請等につきましては電話や書類郵送等での対応をお願いします。
- ▶ [社会保険料に関する措置（厚生労働省ホームページ）](#)

ひと、暮らし、みらいのために

- ▶ 令和6年度診療報酬改定
- ▶ 診療報酬等 疑義照会フォーム
- ▶ マイナ保険証利用について
- ▶ 集団指導（eラーニング）
- ▶ 採用情報
- ▶ 指導医療官を募集しています。
- ▶ 地域包括ケアシステム関係情報
- ▶ 国有財産売却関係

重要なお知らせ

全国の地方厚生（支）局

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(5) ベースアップ評価料に係る届出の掲載場所（北海道厚生局ホームページ）

The screenshot shows the homepage of the Hokkaido Health Bureau. At the top, there are navigation links for language (日本語), site accessibility (サイト閲覧支援ツール起動), and mobile site (電子サイトの変更). Below this is the main header with the logo of the Hokkaido Health Bureau and a search bar. A secondary navigation bar contains links for 'アクセス', '申請等手続', '業務内容', '北海道厚生局について', '調達情報', '情報公開', and '管轄法人等'. A blue banner highlights the '申請等手続' (Application Procedures) section, with a sub-link for '申請等手続トップへ'. Below this banner, a grid of department links is displayed: 健康福祉課, 医事課, 食品衛生課, 保険年金課, 管理課, and 医療課. The '医療課' (Medical Department) link is circled in red. At the bottom, a banner features the slogan 'ひと、暮らし、みらいのために' and three buttons: '集団指導 (eラーニング)', '採用情報', and '指導医療官を募集しています'.

言語切替 日本語

サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) | 電子サイトの変更 相小 拡大 | 厚生労働省

厚生労働省
北海道厚生局

本文へ | お問い合わせ (ご質問) | 診療報酬等疑義照会フォーム | サイトマップ | ご意見・ご要望

ホーム

検索

アクセス | 申請等手続 | 業務内容 | 北海道厚生局について | 調達情報 | 情報公開 | 管轄法人等

申請等手続 ▶ 申請等手続トップへ

健康福祉課 | 医事課 | 食品衛生課
保険年金課 | 管理課 | 医療課

ひと、暮らし、みらいのために

集団指導 (eラーニング) | 採用情報 | 指導医療官を募集しています。

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(5) ベースアップ評価料に係る届出の掲載場所（北海道厚生局ホームページ）

- [特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務](#)

医療課

- [保険医療機関等電子申請・届出等システムについて](#)
- [保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出](#)
- [保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出](#)
- [施設基準の届出等](#)
- [在宅患者訪問薬剤管理指導の届出](#)
- [ブリッジの事前申請書](#)
- [小児義歯の事前申請書](#)
- [明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出](#)
- [保険外併用療養費の報告](#)
- [酸素の購入価格の届出](#)
- [訪問看護事業者及び訪問看護事業所（訪問看護ステーション）の変更・基準等に関する届出](#)
- [柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出](#)
- [はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出](#)
- [施設基準等の届出状況報告（8月定例報告）について](#)

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(5) ベースアップ評価料に係る届出の掲載場所（北海道厚生局ホームページ）



よくあるご質問

パンフレットダウンロード

採用情報

地方厚生局麻薬取締部（外部サイトへリンク）

施設基準の届出等

1 よくあるご質問について

[保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の申請・届出に関するよくある質問](#)をご確認ください。

2 施設基準を届出するにあたっての注意事項

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて](#)

[施設基準に係る注意喚起等について](#) **New**

3 施設基準・入院時食事療養（1）等の届出

[基本診療料の届出一覧](#)

[基本診療料の届出一覧（令和6年度改定前）](#)

[特掲診療料の届出一覧](#)

[特掲診療料の届出一覧（令和6年度改定前）](#)

[看護職員処遇改善評価料の届出](#)

[ベースアップ評価料等の届出](#)

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(5) ベースアップ評価料に係る届出の掲載場所（北海道厚生局ホームページ）

	病院・有床診療所	無床診療所	歯科診療所	訪問看護ステーション
1 (基礎部分)	外来・在宅ベースアップ評価料 (1) <ul style="list-style-type: none"> 様式95、別添（賃金改善計画書） 様式98（賃金改善実績報告書） 様式94（特別事情届出書） 		歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1) <ul style="list-style-type: none"> 様式95、別添（賃金改善計画書） 様式98（賃金改善実績報告書） 様式94（特別事情届出書） 	訪問看護ベースアップ評価料 (1) <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式11
2 (追加部分)	入院ベースアップ評価料 <ul style="list-style-type: none"> 様式97、別添（賃金改善計画書） 様式98（賃金改善実績報告書） 様式94（特別事情届出書） ※（1）の保険診療収入で賃上げ率2.3%未満の場合 	外来・在宅ベースアップ評価料 (2) <ul style="list-style-type: none"> 様式96、別添（賃金改善計画書） 様式98（賃金改善実績報告書） 様式94（特別事情届出書） ※（1）の保険診療収入で賃上げ率1.2%未満の場合 	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (2) <ul style="list-style-type: none"> 様式96、別添（賃金改善計画書） 様式98（賃金改善実績報告書） 様式94（特別事情届出書） ※（1）の保険診療収入で賃上げ率1.2%未満の場合 	訪問看護ベースアップ評価料 (2) <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式11 ※（1）の保険診療収入で賃上げ率1.2%未満の場合

病院 有床診療所	無床診療所	歯科診療所	医科歯科併設	訪問看護 ステーション
Excel (375KB)	Excel (374KB)	Excel (375KB)	Excel (375KB)	Excel (186KB)
【1のみ】 記載例 (274KB) 【1と2】 記載例 (318KB) 【1と入院】 記載例 (293KB) 【歯科1のみ】 記載例 (275KB) 【歯科1と2】 記載例 (319KB)				記載例 (519KB)

「ベースアップ評価料」に係る届出について

(5) ベースアップ評価料に係る届出の掲載場所（北海道厚生局ホームページ）

届出について

届出は、**1部**提出してください。

※北海道厚生局医療課のメールアドレス「[baseup-hyoukaryou01●mhlw.go.jp](mailto:baseup-hyoukaryou01@mhlw.go.jp)（●を@に置き換えてください。）」あてに、エクセルファイルを提出することにより行ってください。ただし、自ら管理するメールアドレスを有しない等の場合には、書面による提出で差し支えありません。（ベースアップ評価料以外の施設基準の届出は、従来どおり郵送等で届出ください。）

※上記のメールを受信したときは、当該メールアドレスから「メールを受信した」旨の自動返信をいたしますので、ご確認をお願いいたします。（この受信確認は届出の受理のことではありません。）

※「4月26日以降」に当該ページからダウンロードした様式で提出願います。

※厚生労働本省HPの「[令和6年度診療報酬改定説明資料等について](#)」に掲載されている計算支援ツールも参照願います。

※厚生労働本省HPの「[ベースアップ評価料等についての特設ページ](#)」も参照願います。

※添付するExcelファイルのファイル名に医療機関コードもしくは訪問看護ステーションコードを記載してください。（例：9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx）